

艇保管場所に関する重要連絡(厳守事項)

関西ローイング連盟

**艇保管(置場)の河川敷は、不法占拠となるため禁止です
主催者が準備している「下記3ヶ所の艇置場」に置いて下さい**



**青点線より南下は河川法適用場所
で規制対象地域となります。**

瀬田川両岸の河川敷での艇の保管は河川法に触れることになり、各団体の艇庫内及び敷地内保管のみ可能です。

河川敷の仮設物は昼夜を問わず管理できる状況では無いとのことで申請できず、68th大会より赤色の線の部分の河川敷では大会期間中の艇を置くことが出来ません。

***参加団体は厳守願います。**

従って、大会に参加されるクルーの艇保管は、各団体の艇庫敷地内及び主催者が準備する下記3ヶ所をお願いします。主催者が準備する艇置場(保管)は、以下の3ヶ所です。

- 1, 新浜ヤード
 - 2, 唐橋公園グラウンド
 - 3, 螢谷公園広場
- の各指定場所

**また、河川岸に私用の棧橋など設置しないでください。
不法占拠となります。**

できる限り新浜ヤードへの艇保管をお願いします。

石山寺より南下の瀬田川も全て対象